

# 特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領

## -自動車整備職種の自動車整備作業の基準について-

平成 29 年5月

法務省・厚生労働省・国土交通省 編

(制定履歴)

平成 29 年5月2日公表

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「法」という。)及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「規則」という。)は、主務大臣が制度全体の適正化を図ることに加え、個別の職種分野について、当該職種に係る知見を有する事業所管省庁が一定の関与を行い、適正化を図ることができる制度となっており、主務大臣と事業所管大臣は協議の上、当該特定の職種及び作業に特有の事情を踏まえた告示を制定することが可能となっています。
- 自動車整備職種及び作業に係る技能実習については、自動車整備職種の自動車整備作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が告示で定める基準を定める件(平成29年国土交通省告示第386号。以下「告示」という。)において、固有の基準が定められています。
- 各基準の詳細は以下の通りです。

### 第1 技能実習の内容の基準

#### 【関係規定】

(技能実習の目標及び内容の基準)

規則第10条 (略)

2 法第九条第二号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準のうち技能実習の内容に係るものは、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 第一号技能実習に係るものである場合にあつては、入国後講習が次のいずれにも該当するものであること。

イ 第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあつては申請者が、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては監理団体が、自ら又は他の適切な者に委

託して、座学(見学を含む。ハにおいて同じ。)により実施するものであること。

ロ 科目が次に掲げるものであること。

- (1) 日本語
- (2) 本邦での生活一般に関する知識
- (3) 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報(専門的な知識を有する者(第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては、申請者又は監理団体に所属する者を除く。)が講義を行うものに限る。)

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識

ハ その総時間数(実施時間が八時間を超える日については、八時間として計算する。)が、技能実習生が本邦において行う第一号技能実習の予定時間全体の六分の一以上(当該技能実習生が、過去六月以内に、本邦外において、ロ(1)、(2)又は(4)に掲げる科目につき、一月以上の期間かつ百六十時間以上の課程を有し、座学により実施される次のいずれかの講習(以下「入国前講習」という。)を受けた場合にあつては、十二分の一以上)であること。

(1) 第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあつては申請者が、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては監理団体が、自ら又は他の適切な者に委託して実施するもの

(2) 外国の公的機関又は教育機関(第一号企業単独型技能実習に係るものにあつては、これらの機関又は第二条の外国の公私の機関)が行うものであつて、第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあつては申請者、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては監理団体において、その内容が入国後講習に相当すると認められたもの

二 第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあつてはロ(3)に掲げる科目、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては全ての科目について、修得させようとする技能等に係る業務に従事させる期間より前に行われ、かつ、当該科目に係る入国後講習の期間中は技能実習生を業務に従事させないこと。

八 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣(法第五十三条に規定する事業所管大臣をいう。以下同じ。)が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条 自動車整備職種の自動車整備作業(以下単に「自動車整備作業」という。)に係る外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第十条第二項第八号に規定する告示で定める基準は、第一号技能実習に係るものである場合にあっては、入国後講習において、自動車整備作業に関する講習(国土交通大臣が指定する教材を使用して、自動車整備作業に関する基礎的な知識を修得させるものに限る。)を実施することとしていること(当該講習を同号ハに規定する入国前講習において受けた技能実習生に係るものである場合を除く。)とする。

○ 自動車整備職種の自動車整備作業(以下単に「自動車整備作業」という。)に係る技能実習の内容の基準として、第1号技能実習に係るものである場合には、入国前講習又は入国後講習(以下「入国後講習等」という。)において、国土交通大臣が指定する教材を使用して、自動車整備作業に関する基礎的な知識を習得させる講習を実施することが求められます。

○ 国土交通大臣が指定する教材とは、次のものを指します。

- ・ 「基礎自動車整備作業」(一般社団法人日本自動車整備振興会連合会作成)
- ・ 「外国人技能実習制度自動車整備職種安全衛生教本」(外国人技能実習制度自動車整備職種 WG 分科会作成)

外国人技能実習制度自動車整備職種安全衛生教本は次の一般社団法人日本自動車整備振興会連合会のHPで公表されています。

参考 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 HP:

<https://www.jaspa.or.jp/Portals/0/resources/jaspahp/user/expat/pdf/extbook.pdf>

#### 【確認対象の書類】

- ・ 技能実習計画認定申請書(省令様式第1号)(入国後講習において、自動車整備作業に関する講習を実施する場合に限る。)
- ・ 入国前講習実施(予定)表(参考様式第1-29号)(入国前講習において、自動車整備作業に関する講習を実施する場合に限る。)
- ・ 委託機関との間に締結された入国後講習等に係る契約書写し等委託関係を明らかにする資料及び委託期間の概要を明らかにする資料(入国後講習等について、申請者又は監理団体が委託する場合に限る。)

#### 【留意事項】

- 申請書の「入国後講習実施予定表の講習内容」(入国後講習の場合)又は「入国前講習実施(予定)表の科目(内容)」(入国前講習の場合)の欄に、使用教材の名称を記載していただく

く必要があります。

- 入国後講習等を委託する場合は、その契約書等の内容に、教材の指定について記載していただくことが必要です。

## 第2 技能実習を行わせる体制の基準

### 【関係規定】

(技能実習を行わせる体制及び事業所の設備)

規則第12条 法第九条第六号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一 (略)

二 技能実習の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であつて、修得等をさせようとする技能等について五年以上の経験を有し、かつ、次のいずれにも該当しないものの中から技能実習指導員を一名以上選任していること。

イ 法第十条第一号から第七号まで又は第九号のいずれかに該当する者

ロ 過去五年以内に入出国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

ハ 未成年者

三～十三 (略)

十四 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第2条 自動車整備作業に係る規則第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。

一 第一号技能実習又は第二号技能実習に係るものである場合にあつては、技能実習指導員(規則第七条第五号に規定する技能実習指導員をいう。次号において同じ。)が、規則第十二条第一項第二号に規定する要件に該当するほか、次のいずれかに該当する者であること。

イ 一級又は二級の自動車整備士の技能検定(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第五十五条第一項の技能検定をいう。以下同じ。)に合格した者

ロ 三級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

二 第三号技能実習に係るものである場合にあつては、技能実習指導員が、規則第十二条第一項第二号に規定する要件に該当するほか、次のいずれかに該当する者であること。

イ 一級の自動車整備士の技能検定に合格した者

ロ 二級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

三 技能実習を行わせる事業所が、道路運送車両法第七十八条第一項の規定に基づき地方運輸局長から自動車分解整備事業の認証(対象とする自動車の種類として二輪の小型自動車のみを指定されたもの及び対象とする業務の範囲を限定して行われたものを除く。)を受けた事業場であること。

○ 自動車整備作業に係る技能実習を行わせる体制の基準のうち、技能実習指導員の要件としては、次のものが求められます。

・ 第1号技能実習又は第2第技能実習に係るものである場合には、技能実習指導員が次のいずれかに該当する者であること。

①-1 1級又は2級の自動車整備士の技能検定に合格した者

①-2 3級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

・ 第3号技能実習に係るものである場合には、技能実習指導員が次のいずれかに該当する者であること。

②-1 1級の自動車整備士の技能検定に合格した者

②-2 2級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

○ ①-2及び②-2における自動車整備作業の実務経験とは、次に掲げる事業場等(A-1からA-4まで)において、いずれかの整備作業(B-1又はB-2)に従事したことをいいます。

・事業場等

A-1 道路運送車両法第78条の自動車分解整備事業の認証を受けた者の事業場

A-2 道路運送車両法第94条の優良自動車整備事業の認定を受けた者の事業場

A-3 各都道府県自動車整備振興会から承認を受けた特定給油所(自家用乗用自動車の4輪主ブレーキ及び駐車ブレーキがすべてディスク・ブレーキである自動車の1年ごとの定期点検整備(分解整備を除く。)を確実に実施したとき、「定期点検整備促進運動」による点検整備済ステッカーを交付できる給油所)

A-4 上記各号に掲げる事業場等と同等の整備作業を行い得るその他の事業場等(整備作業場所及び設備の説明が必要となります。)

・整備作業

B-1 道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備作業

## B-2 上記に掲げるものと同等の自動車の点検、調整及び交換作業

(注:オイル、タイヤ、灯火装置、ワイパーブレード等の交換作業のみの軽微な作業は実務経験には認められません。)

### 【確認対象の書類】

#### ○ 技能実習指導員の基準

- ・ 技能実習指導員の履歴書(参考様式第1-6号)
- ・ 自動車整備士技能検定合格証の写し
- ・ 実務経験証明書(①-2及び②-2の要件による場合に限る。)
- ・ 自動車分解整備事業の認証を受けた事業主であることを証する書面の写し(A-1の事業場で従事した場合に限る。)
- ・ 優良自動車整備事業の認定を受けた事業主であることを証する書面の写し(A-2の事業場で従事した場合に限る。)
- ・ 承認を受けた特定給油所であることを証する書面の写し(A-3の事業所で従事した場合に限る。)
- ・ A-1からA-3までに掲げる事業場等と同等の整備作業を行い得ることを証する整備作業場所及び設備についての説明を行った書面(A-4の事業場で従事した場合に限る。)

#### ○ 技能実習を行わせる事業所の基準

- ・ 技能実習計画認定申請書(省令様式第1号)
- ・ 自動車分解整備事業の認証を受けたことを証する書面の写し(対象とする自動車の種類として二輪の小型自動車のみを指定されたもの及び対象とする業務の範囲を限定して行われるものは認められません。)

### 【留意事項】

#### ○ 実務経験証明書については、従事した事業場等の事業主が作成し、かつ、次の項目の記載が必要となります。

- ・ 氏名
- ・ 従事した事業場等の名称、住所
- ・ 実務経験期間(開始年月日及び終了年月日並びに経験年ヶ月)
- ・ 事業場等の事業主名(直筆又は事業主印の押印)
- ・ 認証番号(A-1の事業場で従事した場合に限る。)
- ・ 認定番号(A-2の事業場で従事した場合に限る。)
- ・ 承認番号(A-3の事業所で従事した場合に限る。)
- ・ 事業場等の作業場及び設置設備の説明(A-4の事業所等で従事した場合に限る。)
- ・ 技能実習指導員が担当していた整備作業内容

## 第3 技能実習計画の作成指導に関する基準

【関係規定】

(監理団体の業務の実施に関する基準)

規則第52条 法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～七 (略)

八 法第八条第四項(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する指導に当たっては、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設(法第十一条第二項において準用する場合にあつては、これらのうち変更しようとする事項に係るものに限る。)を実地に確認するほか、次に掲げる観点から指導を行うこと。この場合において、口に掲げる観点からの指導については、修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員にこれを担当させること。

イ 技能実習計画を法第九条各号に掲げる基準及び出入国又は労働に関する法令に適合するものとする観点

ロ 適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点

ハ 技能実習を行わせる環境を適切に整備する観点

九～十五 (略)

十六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る団体監理型技能実習の実習監理を行うものにあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第3条 自動車整備作業に係る規則第五十二条第十六号に規定する告示で定める基準は、同条第八号後段に規定する修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員が次の各号のいずれかに掲げる者であることとする。

一 一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者

二 三級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

三 指定自動車整備事業規則(昭和三十七年運輸省令第四十九号)第四条に規定する自動車検査員の要件を備える者

四 道路運送車両法第五十五条第三項に規定する自動車整備士の養成施設において五年以上の指導に係る実務の経験を有する者

○ 自動車整備作業に係る監理団体の業務の実施に関する基準のうち、技能実習計画作成指導者は、次のいずれかに該当する要件を満たしていることが求められます。

① 1級又は2級の自動車整備士の技能検定に合格した者

② 3級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し3年以上の実務の経験を有する者

- ③ 指定自動車整備事業規則第4条に規定する自動車検査員の要件を備える者
- ④ 道路運送車両法第55条第3項に規定する自動車整備士の養成施設において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者

○ ②における自動車整備作業の実務経験とは、次に掲げる事業場等(A-1からA-4まで)において、いずれかの整備作業(B-1又はB-2)に従事したことをいいます。

・事業場等

- A-1 道路運送車両法第78条の自動車分解整事業の認証を受けた者の事業場
- A-2 道路運送車両法第94条の優良自動車整備事業の認定を受けた者の事業場
- A-3 各都道府県自動車整備振興会から承認を受けた特定給油所(自家用乗用自動車の4輪主ブレーキ及び駐車ブレーキがすべてディスク・ブレーキである自動車の1年ごとの定期点検整備(分解整備を除く。)を確実に実施したとき、「定期点検整備促進運動」による点検整備済ステッカーを交付できる給油所)
- A-4 上記各号に掲げる事業場等と同等の整備作業を行い得るその他の事業場等(整備作業場所及び設備の説明資料の提出が必要となります。)

・整備作業

- B-1 道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備
- B-2 上記に掲げるものと同等の自動車の点検、調整及び交換作業  
(注:オイル、タイヤ、灯火装置、ワイパーブレード等の交換作業のみの軽微な作業は実務経験には認められません。)

○ ③における自動車検査員の要件により選任する場合は、指定自動車整備事業規則第4条のいずれかに該当するかを明確にした上で、その経験年数を技能実習計画作成指導員の履歴書に記載してください。

○ ④における自動車整備士の養成施設において指導に係る実務経験者を選任する場合は、実際に従事した自動車整備士の養成施設の名称を明示してください。

なお、国土交通大臣が申請により指定する自動車整備士の養成施設の一覧は次の国土交通省HPで公表されていますので、実務に携わった養成施設が該当するかどうかを確認の上、記載してください。

国土交通省HP:[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk9\\_000004.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000004.html)



**【確認対象の書類】**

- ・ 技能実習計画作成指導者の履歴書(参考様式第2-13号)
- ・ 自動車整備士技能検定合格証の写し(①、②の要件による場合に限る。)
- ・ 実務経験証明書(②、④の要件による場合に限る。)
- ・ 自動車検査員教習修了証の写し等(③の要件による場合に限る。)
- ・ 自動車分解整備事業の認証を受けた事業主であることを証する書面の写し(A-1の事業場で従事した場合に限る。)
- ・ 優良自動車整備事業の認定を受けた事業主であることを証する書面の写し(A-2の事業場で従事した場合に限る。)
- ・ 承認を受けた特定給油所であることを証する書面の写し(A-3のの事業所で従事した場合に限る。)
- ・ A-1からA-3までに掲げる事業場等と同等の整備作業を行い得ることを証する整備作業場所及び設備についての説明を行った書面(A-4の事業場で従事した場合に限る。)

**【留意事項】**

- 実務経験証明書は従事した事業場等又は自動車整備士養成施設の事業主が作成し、かつ、次の項目の記載が必要となります。
  - ・ 氏名
  - ・ 従事した事業場等又は自動車整備士養成施設の名称、住所
  - ・ 実務経験期間(開始年月日及び終了年月日並びに経験年ヶ月)
  - ・ 事業場等の事業主名又は自動車整備士養成施設の代表者名(直筆又は事業主(代表者)印の押印)
  - ・ 技能実習計画作成指導者が担当していた整備作業内容(②の要件による場合に限る。)
  - ・ 技能実習計画作成指導者が担当していた指導実務内容(④の要件による場合に限る。)
  - ・ 認証番号(A-1の事業場で従事した場合に限る。)
  - ・ 認定番号(A-2の事業場で従事した場合に限る。)
  - ・ 承認番号(A-3の事業所で従事した場合に限る。)
  - ・ 整備作業場所及び設備内容(A-4の事業場等で従事した場合に限る。)